



上下水道の広場

水道料金などに消費税10%が適用されます

10月1日から消費税が10%になることに伴い、水道料金、下水道使用料、水道加入金などにも消費税10%が適用されますのでご理解の程お願いします。

◆お問い合わせ お客様センター
☎(023)8431

検針月別の例

1月	12月	11月	10月	9月	8月	検針月
			← 検針日 →	← 使用期間 →		10月検針分 適用税率8%
		← 検針日 →	← 使用期間 →			11月検針分 適用税率8%
	← 検針日 →	← 使用期間 →				12月検針分 適用税率10%
← 検針日 →	← 使用期間 →					1月検針分 適用税率10%

*水道の使用開始日が10月1日以後のお客さまには、10月または11月検針分から10%が適用されます。

*水道加入金に10%が適用されるのは、10月1日以後に給水装置の新設・改造の申し込みをした場合になります。9月30日までに申し込みをした場合は8%です。詳しくは給排水課へ。

☎(023)8431

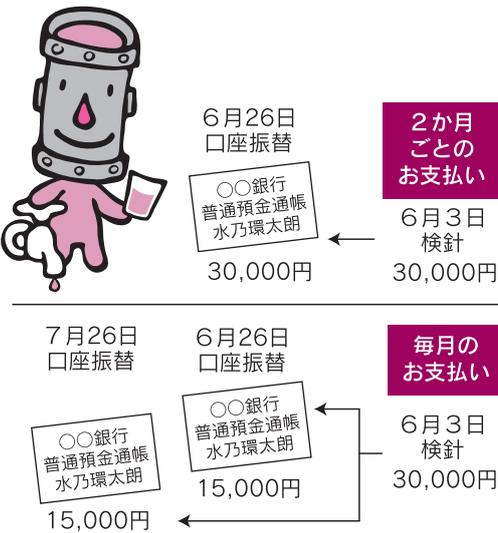
毎月支払いもできる便利な口座振替をご利用ください

メーターの検針は2か月に1度ですが、口座振替をご利用のお客さまは、料金を2分割し、1か月ごとに引き落とされる毎月支払いができます。

◆お問い合わせ お客様センター
☎(023)8431

▼口座振替をご利用のお客さま
お客様センターへ電話でお申し込みください
納入通知書でお支払いのお客さま

▼口座振替の申し込みの際、口座振替申込書の毎月支払いの受付欄にご記入ください



水に関するポスター！
絵画、カンちゃんぬり
えの作品を募集します

小学4～6年生を対象とした「水に関するポスター・絵画コンテスト」と、保育所や幼稚園のお子さんを対象とした「カンちゃんぬりえ展」を開催します。

作品の募集については、各学校・保育所・幼稚園にお知らせしているほか、市ホームページでもご覧いただけます。応募者全員に参加賞もありますので、ぜひご応募ください！

【広報ID番号 10001006】

排水設備工事責任技術者試験

【講習】9月27日(金)

午前9時30分～午後3時30分

【試験】11月1日(金)午前10時～正午

会場 いずれも秋田県JABビル(八橋)

受験手数料 6千円

申し込み 上下水道局(川尻)1階の給排水課にある用紙で、7月8日(月)から19日(金)までの平日に同課へお申し込みください。用紙は、秋田県下水道協会ホームページからもダウンロードできます。 <http://www.gs-akita.com>

◆お問い合わせ 秋田県下水道協会事務局 ☎(064)1427

下水に流してはいけないもの

お客さまが台所・トイレ・風呂などから流した下水は、下水処理場、農業集落排水処理施設などで、微生物の力を借りて処理されています。

除草剤・農薬などの薬品を下水道に流すと、微生物が死滅するなど、処理に悪影響を及ぼします。下記のものは絶対に流さないでください。

■有害・有毒物(農薬、殺虫剤、その他の廃液など) ■危険物(ガソリン、シンナーなど) ■トイレトーパー以外の繊維物(紙おむつ、生理用品、キッチンペーパーなど) ■固形物(野菜くず、食べ残しの生ごみなど) ■廃油(天ぷら油、サラダ油など)

問い合わせ 下水道施設課 ☎(864)1401



漏水調査にご協力ください

6月上旬から12月上旬まで、次の地区で道路や宅地内の水道管の漏水調査(無料)に、上下水道局が委託した会社の調査員が伺います。

調査員は、秋田市上下水道局発行の身分証を携帯しています。ご不在の場合でも、水道メーターを確認させていただきますのでご了承ください。

◆問い合わせ 水道維持課漏水防止係

☎(023)8433

【調査地区】金足、下新城、上新城、飯島、土崎、將軍野南、外旭川、新藤田、旭川、浜川、濁川、手形、泉、寺内、八橋、高陽、中通、千秋、川元、川尻、大町、山王、旭南、

榎山、茨島、南通、牛島、大住、仁井田、新屋、浜田、豊岩、下浜、(以下雄和)榎川、戸賀沢、(以下河辺)北野田高屋、諸井、和田、赤平、大沢、神内、大張野、高岡、戸島、豊成、畑谷、松淵

*地区の一部で、調査対象外の町内もあります。

宅地内の漏水点検は定期的に

宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は、原則としてお客さまの負担になります。定期的に漏水の点検をしましょう。

◆問い合わせ お客様センター

☎(023)8431

【漏水の確認方法】

- ①屋内と屋外のすべてのしゃ口を閉める
- ②水道メーターのパイロット(下のイラストの赤丸部)が回転しているか確認する

↓しゃ口を閉めていてもパイロットが回転する場合は、漏水の可能性があらわれます。回転してなくても、「最近、水道料金が増えた」など不安を感じたときは、お客様センターへお問い合わせください。



(メーターは一例)

私道に公共下水道を整備します

公共下水道の事業計画区域内の私道で、次の要件を満たす場合は、市が公共下水道を設置します。整備などをお考えのかたは、早めにご相談ください。

◆問い合わせ 下水道整備課

☎(864)1455

【整備の要件】

- ▼公共下水道が設置されている道路に接続されている
- ▼幅員が1.8メートル以上ある
- ▼所有者の異なる家屋が2棟以上ある
- ▼私道敷地の所有者、その他の権利者全員が公共下水道の設置を了承している
- ▼私道沿線の受益者全員(図の場合はAとB)が、受益者負担金の納付について同意している

